

新潟市わな猟免許取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農作物被害の対応策として有害鳥獣を捕獲するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項のわな猟免許を新たに取得した者に対し、予算の範囲内において、新潟市わな猟免許取得費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「有害鳥獣」とは、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項の規定による新潟市鳥獣被害防止計画に定める対象鳥獣をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新規にわな猟免許を取得した者で、新潟県猟友会の新潟市内いずれかの支部に入会した者
- (2) 新潟市または市内農業協同組合が行う有害鳥獣捕獲業務に率先して、かつ、継続して従事することを誓約した者
- (3) 市内に住所を有し、かつ、申請時において市税を滞納していない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 健康診断料
 - (2) わな猟免許取得のための講習等の受講料
 - (3) わな猟免許取得のための試験等の受験料
 - (4) ハンター保険料
- 2 補助金の交付額は、補助対象経費実費相当額とし、1万円を上限とする。
- 3 補助金の合計額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新潟市わな猟

免許取得費補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）及び誓約書兼承諾書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び交付額の確定）

第6条 市長は、規則第7条の規定により補助金を交付することに決定したときは、新潟市わな猟免許取得費補助金交付決定通知兼交付額の確定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、補助金を交付した後に申請者が要綱の規定に違反したとき、あるいは申請者の提出書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。